

第 4 6 号議案

桶川市道の駅整備事業者選定委員会設置条例を廃止する条例

桶川市道の駅整備事業者選定委員会設置条例（平成 3 1 年桶川市条例第 9 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 桶川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 4 1 年桶川市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正前					改正後				
別表（第1条、第5条関係）					別表（第1条、第5条関係）				
区分	報酬の種類及び額		費用弁償(円)	旅費の額	区分	報酬の種類及び額		費用弁償(円)	旅費の額
略					略				
協働審議会委員	日額	6,000	700		協働審議会委員	日額	6,000	700	
桶川市道の駅整備事業者選定委員会委員	日額	6,000	700						

令和 7 年 6 月 5 日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

道の駅べに花の郷おけがわが開業されたことに伴い、桶川市道の駅整備事業者選定委員会を廃止したいので、この案を提出するものである。